

本市の国民健康保険の状況

問合せ／本庁保険年金課国保G
(内線284152843)

国民健康保険(以下「国保」)は、県と市町村が共同で運営している健康保険で、現在、本市全体の2割強の方が加入者(被保険者)です。

その被保険者のうち約6割の方が65歳以上という現状にあり、また、景気の低迷などにより、国保は減収の傾向にあります。一方、被保険者の一人当たりの医療費は増加傾向であり、国保は大変厳しい財政運営を強いられています。

国保に掛かる経費は、国などの補助金と被保険者からの保険料によって賄われています。今後も医療費はますます増えることが予想され、今年度、国保税算定方式の県内統一に併せて税率を改定いたしました。

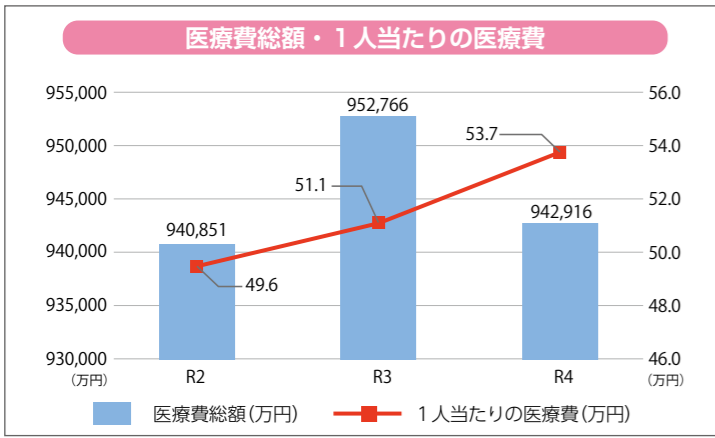
増加傾向にある医療費対策として医療費適正化の取り組みを行っています。疾病の「早期発見・早期治療」や生活習慣の改善に向けた事業として、「特定健診・特定保健指導」を実施しております。

若い時から定期的な健診受診と健康管理、健康増進に心掛けて持続可能な国保財政にご協力をお願いします。

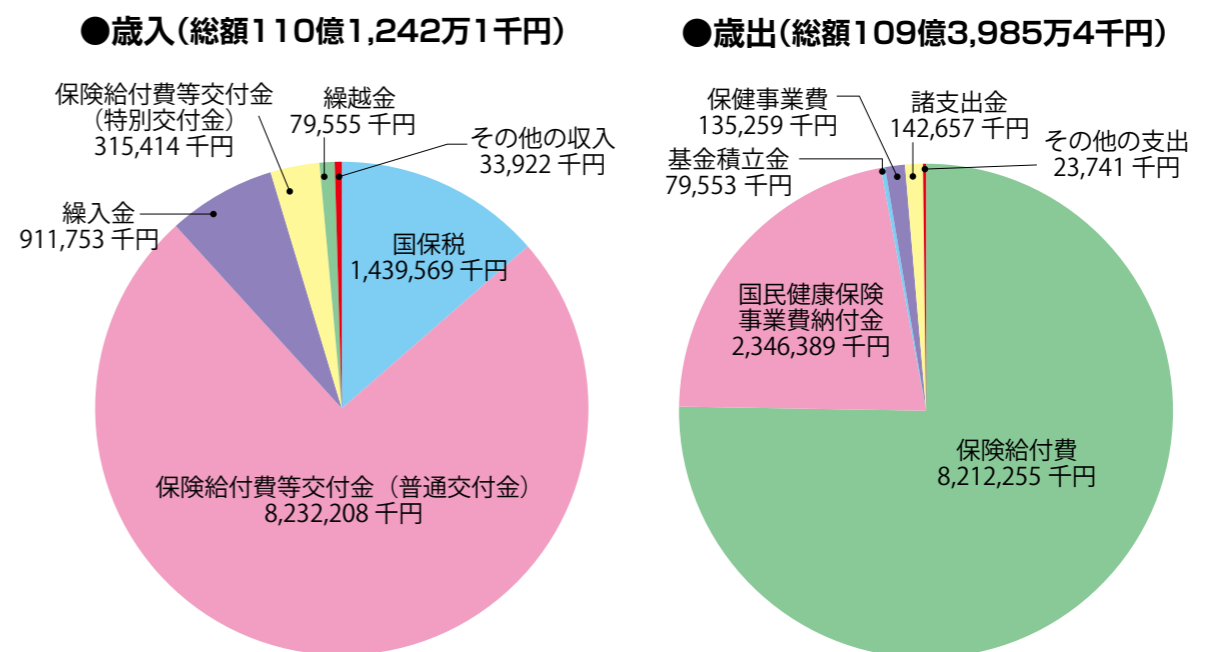
3 医療費総額と1人当たりの医療費

令和4年度の被保険者数は、年度平均で1万8186人となり、前年度より約2・4%減少しました。令和4年度の本市国保被保険者の医療費総額は、約94億2916万円で、前年度より9850万円、約1・03%減少しました。

一方、1人当たりの医療費は、約53万7000円で、前年度より約2万6000円、約5%増加しました。加入者一人一人の負担を減らすためにも、日頃の生活を見直し、医療費を有効に使うことが大切です。



1 国保事業特別会計<歳入・歳出>(令和4年度決算見込み額)



2 国保事業特別会計の推移<単年度収支の状況>

各年度決算額(令和4年度は決算見込み額) 単位：千円

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入総額 ①	11,275,523	11,004,438	11,012,421
歳出総額 ②	11,166,629	10,924,883	10,939,854
収支差引(①-②) ③	108,894	79,555	72,567
基金繰入額(※1) ④	309,473	0	134,416
財政支援繰入額(※2) ⑤	0	0	0
前年度繰越金 ⑥	137,217	108,894	79,555
基金積立金 ⑦	36,404	30,530	79,553
公債費 ⑧	0	0	0
単年度収支(※3) (③-④-⑤-⑥+⑦+⑧) ⑨	△301,392	1,191	△61,851
基金残高 ⑩	326,850	357,380	302,517

(※1)「基金繰入額」とは、国保事業特別会計の財源を補うために、本市が積み立てている国民健康保険基金を取り崩し、当該特別会計へ繰入れを行った額です。
 (※2)「財政支援繰入額」とは、本市の一般会計(市の一般的な事業に係る会計)から国保事業特別会計へ財政支援を行った額です。
 (※3)「単年度収支」とは、当該年度(単年度)の歳入から歳出を差し引いた額で、前年度繰越金や赤字補てんのための繰入金などを除いた額です。

●国保税は納期限内に納めましょう。(納付が困難な場合は、本庁収納課(内線 2450、2451)までご相談ください)

少しの工夫や普段の意識で医療費は節約できます

ジェネリック医薬品を利用しましょう

- 成分・効き目がほぼ同じ薬です
先発医薬品の特許が切れた後に製造され、これまでの効き目や安全性が実証されてきたお薬(先発医薬品)と主成分が同一のお薬です。
- 開発コストが少ない分、安い薬です。
先発医薬品の開発には多額の費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は開発期間が短く、低コストなため、価格も安くなっています。

かかりつけ医・薬局を持ちましょう

「かかりつけ医」は、気軽に安心して相談できる力強い健康パートナーです。普段の健康管理や日常的な病気の治療は「かかりつけ医」で受診しましょう。また、「かかりつけ薬局」で薬歴により薬の飲み合わせなどによる副作用を未然に防げる他、アドバイスや健康情報を受けることができます。

交通事故などに遭ったときは、必ず届け出を

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合は、必ず本庁保険年金課に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。
 ※第三者行為となるもの
 交通事故や傷害、他人の犬にかまれた、他人の落下物に当たった、傷害事件に巻き込まれた など

早めに特定健診を受診しましょう

特定健診は、生活習慣病の原因となるメタボリック症候群(シンドローム)に着目して行う健診です。要介護状態の原因となる心筋梗塞や脳卒中など命に関わる深刻な病気を未然に防ぐことにもつながります。
 本年は、11月30日(木)まで、指定の医療機関で受診することができます。

一部負担金を減免する制度があります

世帯主またはその世帯に属する被保険者が、災害などにより、その生活が困難になった場合において、一部負担金の減免などを行うことができる場合があります。お困りの方は、本庁保険年金課へご相談ください。

「マイナンバーカード」を健康保険証としてぜひお使いください

- ① データに基づく最適な医療が受けられます。
過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。
- ② 転職や転居などによる保険証の切り替えや更新が不要です。
今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。なお、新しい保険者への加入手続きは必要です。
- ③ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください。
 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120(95)0178
 ▶厚生労働省 ホームページ

